



# 金 沢 市 公 報

第 3 0 6 5 号 の 2

令和4年(2022年)2月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

<p>◎ 目 次</p> <p>● 告 示</p> <p>○金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則第3条第1項の規定に基づくシステムの指定について (デジタル行政戦略課) 1</p> <p>○金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則第7条第1項の規定に基づくシステムの指定について ( " ) 1</p> <p>○令和3年告示第136号(金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づく伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたことについて)の一部改正について (歴史都市推進課) 2</p> <p>○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課) 5</p> <p>○介護保険法の規定による事業の廃止について (2件) (介護保険課) 6</p> <p>○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定について (障害福祉課) 6</p> <p>○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定の辞退について ( " ) 7</p>	<p>ページ</p>	<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定について ( " ) 7</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新について ( " ) 7</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退について ( " ) 8</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可に関する申請書等の縦覧について(ごみ減量推進課) 8</p> <p>○平成9年告示第232号(金沢市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて)の一部改正について (市営住宅課) 9</p> <p>● 公 告</p> <p>○国土調査法の規定に基づく地籍調査により作成した地図及び簿冊の閲覧について (農業基盤整備課) 10</p> <p>○都市計画の変更に係る都市計画の図書の写しの縦覧について (都市計画課) 10</p> <p>○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局) 11</p>
---	------------	--

## 告 示

### ●金沢市告示第30号

金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(令和2年規則第59号)第3条第1項の規定により、同項の市長が別に指定するシステムを次のとおり指定し、同条第2項の規定により告示します。

なお、令和2年告示第365号(金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則に基づくシステムの指定について)は、廃止します。

令和4年2月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

システムの名称	参考となる事項 (URL)
金沢市電子申請サービス	<a href="https://s-kantan.jp/city-kanazawa-ishikawa-u/">https://s-kantan.jp/city-kanazawa-ishikawa-u/</a>
マイナポータル「ぴったりサービス」	<a href="https://app.oss.myna.go.jp/Application/search?orgCode=172014">https://app.oss.myna.go.jp/Application/search?orgCode=172014</a>

### ●金沢市告示第31号

金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(令和2年規則第59号)第7条第1項の規定によ

り、同項の市長が別に指定するシステムを次のとおり指定し、同条第2項の規定により告示します。

なお、令和2年告示第366号（金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則に基づくシステムの指定について）は、廃止します。

令和4年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

システムの名称	参考となる事項（URL）
金沢市電子申請サービス	<a href="https://s-kantan.jp/city-kanazawa-ishikawa-u/">https://s-kantan.jp/city-kanazawa-ishikawa-u/</a>
マイナポータル「ぴったりサービス」	<a href="https://app.oss.myna.go.jp/Application/search?orgCode=172014">https://app.oss.myna.go.jp/Application/search?orgCode=172014</a>

### ●金沢市告示第32号

令和3年告示第136号（金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づく伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたことについて）の一部を次のように改正する。

令和4年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

第2項第1号イ中「3社」を「2社」に改め、同号オ中「3社」を「2社」に改め、「八阪神社拝殿は、前田利家とともに金沢へ来た山伏が創建した規行院の建物を転用したと伝えられ、現存例が少ない修験道寺院の遺構として貴重である。」を削り、「再建されている。」の次に「このほか、八阪神社遥拝所にはかつて八阪神社拝殿があり、前田利家とともに金沢へ来た山伏が創建した、観行院の建物を転用したと伝えられる修験道寺院の遺構であったが、祭神が合祀されたことに伴い令和3年に社地内の建造物は除却された。」を加える。

別図第1を次のように改める。

#### 別図第1 保存地区の範囲

（別図第1は、登載を省略し、当該図面を金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課において縦覧に供します。）

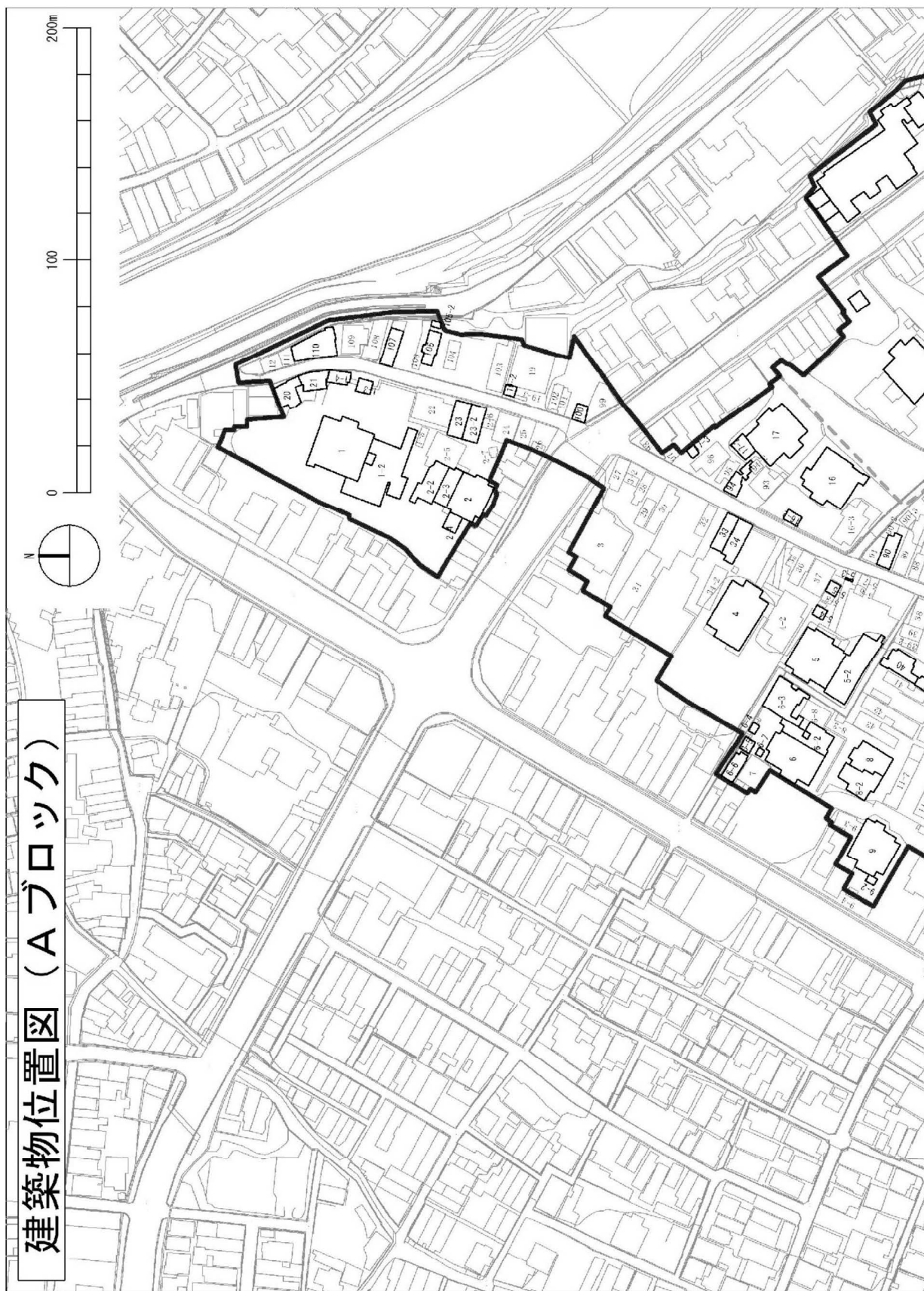
別図第2-1を次のように改める。

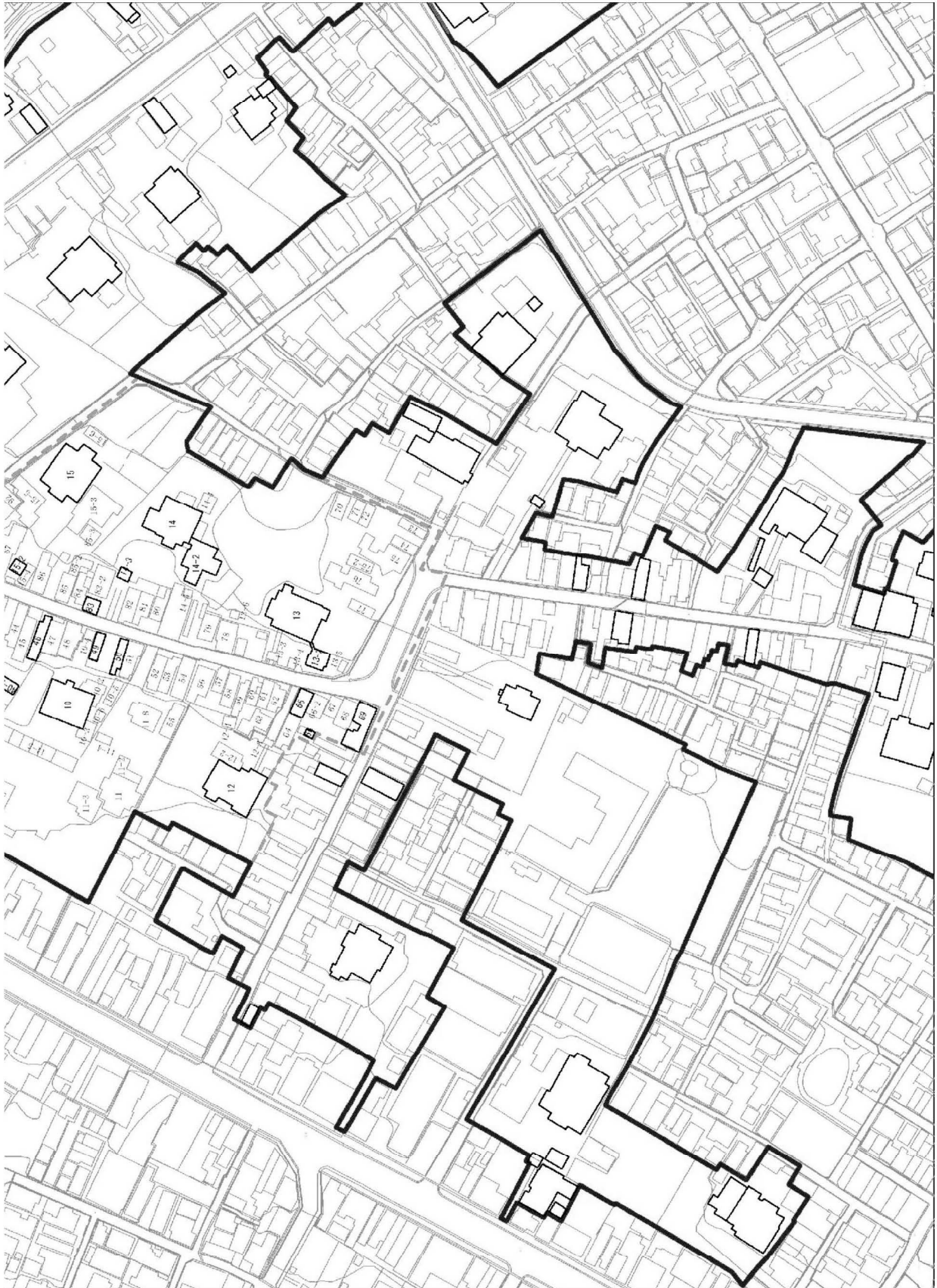
#### 別図第2-1 伝統的建造物（建築物）に係る図面（全体）

（別図第2-1は、登載を省略し、当該図面を金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課において縦覧に供します。）

別図第2-2を次のように改める。

別図第2-2 伝統的建造物(建築物)に係る図面(Aブロック)







別図第2-4を次のように改める。

別図第2-4 伝統的建造物(建築物)に係る図面(Cブロック)

(別図第2-4は、登載を省略し、当該図面を金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課において縦覧に供します。)

別図第3-1を次のように改める。

別図第3-1 伝統的建造物(工作物)に係る図面(全体)

(別図第3-1は、登載を省略し、当該図面を金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課において縦覧に供します。)

別図第3-2を次のように改める。

別図第3-2 伝統的建造物(工作物)に係る図面(Aブロック)

(別図第3-2は、登載を省略し、当該図面を金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課において縦覧に供します。)

別図第3-4を次のように改める。

別図第3-4 伝統的建造物(工作物)に係る図面(Cブロック)

(別図第3-4は、登載を省略し、当該図面を金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課において縦覧に供します。)

別図第4-1を次のように改める。

別図第4-1 環境物件の位置及び範囲に係る図面(全体)

(別図第4-1は、登載を省略し、当該図面を金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課において縦覧に供します。)

別図第4-3を次のように改める。

別図第4-3 環境物件の位置及び範囲に係る図面(Cブロック)

(別図第4-3は、登載を省略し、当該図面を金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課において縦覧に供します。)

別表第1中

40	A18	社殿	1棟	金沢市寺町5丁目1番26号(八阪神社)		を
40	削除					に

改める。

●金沢市告示第33号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和4年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
二ツ寺町町会	代表者の氏名及び住所	寺田 昇 金沢市二ツ寺町イ43番地1	谷 徳一郎 金沢市二ツ寺町イ15番地	令和3年1月1日
	代表者の氏名及び住所	谷 徳一郎 金沢市二ツ寺町イ15番地	林 秀樹 金沢市二ツ寺町イ153番地1	令和4年1月1日
中屋町会	代表者の氏名及び住所	茶谷 洋介 金沢市中屋1丁目96番地1	堀 一宏 金沢市中屋1丁目133番地	令和4年1月1日
二俣町会	代表者の氏名及び住所	坂本 秋央 金沢市二俣町イ2番地	木下 昌人 金沢市二俣町こ14番地	令和4年1月1日
須崎町会	代表者の氏名及び住所	本野 晴久 金沢市須崎町口227番地1	市川 茂和 金沢市須崎町イ55番地	令和4年1月10日
三馬本町会	代表者の氏名及び住所	長谷川 要 金沢市三馬2丁目11番地	山本 実 金沢市三馬1丁目123番地	令和4年1月16日
北間町会	代表者の氏名及び住所	新森 清志 金沢市北間町ハ193番地1	馬場 庸弘 金沢市北間町イ59番地	令和4年1月16日
高尾町会	代表者の氏名及び住所	長谷川 満 金沢市高尾町ソ55番地	松山 良裕 金沢市高尾町ソ131番地	令和4年1月23日

## ●金沢市告示第34号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条第2号の規定により次のとおり告示します。

令和4年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1760191161	アカシヤの里訪問 介護ステーション	金沢市粟崎町5丁目3番地8	社会福祉法人ア カシヤの里	令和3年12月31日	訪問介護
1760191161	アカシヤの里訪問 看護ステーション	金沢市粟崎町5丁目3番地8	社会福祉法人ア カシヤの里	令和3年12月31日	訪問看護

## ●金沢市告示第35号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から当該指定地域密着型サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により次のとおり告示します。

令和4年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770103651	笑い家デイサービス 神野	金沢市神野西292番地	株式会社グッド リレイト	令和3年12月31日	地域密着型通所介護
1770104485	デイサービス健康 企画 南新保	金沢市南新保町へ 34番地	株式会社ピース タイルケア	令和3年12月31日	地域密着型通所介護

## ●金沢市告示第36号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

令和4年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
千木町ケアセンター	金沢市千木町へ3番地1	脳神経外科	藤岡 敬己	令和3年12月21日
独立行政法人国立病院機構医王病院	金沢市岩出町二73番地1	神経内科	尾崎 太郎	令和3年12月21日
独立行政法人国立病院機構医王病院	金沢市岩出町二73番地1	神経内科	柏原 健伸	令和3年12月21日
独立行政法人国立病院機構医王病院	金沢市岩出町二73番地1	小児科	吉田 瑛子	令和3年12月21日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	耳鼻咽喉科	牧田 春菜	令和3年12月21日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	神経内科	小野賢二郎	令和3年12月21日
金沢聖霊総合病院	金沢市長町1丁目5番30号	整形外科	石川 峻	令和3年12月21日
浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地	整形外科	大島 健史	令和3年12月21日
金沢西病院	金沢市駅西本町6丁目15番41号	整形外科	山室 裕紀	令和3年12月21日
とらたに整形外科	金沢市藤江北4丁目342番地	整形外科	虎谷 達洋	令和3年12月21日
独立行政法人地域医療機能推進機構 金沢病院	金沢市沖町ハ15番地	外科	真橋 宏幸	令和3年12月21日

よこやま整形外科 手とりウマチクリニック	金沢市安江町14番1号101	整形外科	横山 光輝	令和3年12月21日
----------------------	----------------	------	-------	------------

### ●金沢市告示第37号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があったので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

令和4年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	辞退等年月日
千木町ケアセンター	金沢市千木町へ3番地1	内科	中川 昭雄	令和2年7月15日
浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地	整形外科	奥 規博	令和3年9月30日
浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地	形成外科	池田 和隆	令和3年3月31日
城北病院	金沢市京町20番3号	内科	山本 和利	令和3年1月2日
石川勤労者医療協会 城北診療所	金沢市京町23番5号	内科	山本 和利	令和3年1月2日
石川勤労者医療協会 上荒屋クリニック	金沢市上荒屋1丁目79番地	内科	山本 和利	令和3年1月2日

### ●金沢市告示第38号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により次の医療機関を指定自立支援医療機関として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示します。

令和4年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

#### 1 薬局

名 称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
クスリのアオキ三馬薬局	金沢市三馬2丁目254番地	育成医療、更生医療	令和4年1月1日
クスリのアオキ藤江南薬局	金沢市藤江南3丁目75番地4	育成医療、更生医療	令和4年1月1日
クスリのアオキ東力薬局	金沢市東力4丁目45番地	育成医療、更生医療	令和4年1月1日
スギ薬局金沢西泉店	金沢市泉本町7丁目7番地1	育成医療、更生医療	令和4年1月1日
スギ薬局鞍月店	金沢市割出町631番地	育成医療、更生医療	令和4年1月1日
むさしまち薬局	金沢市安江町14番1号102	育成医療、更生医療	令和4年2月1日

#### 2 訪問看護

名 称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
訪問看護ステーションきゃんばす	金沢市片町2丁目10番42号 RENビルB1階	育成医療、更生医療	令和4年1月1日
学研ココファン・ナーシング金沢	金沢市三ツ屋町口38番地1	更生医療	令和4年1月1日

### ●金沢市告示第39号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定の更新をしたので、同法第69条第1号の規定により告示します。

令和4年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

## 1 薬局

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定更新年月日
り〜ど薬局	金沢市笠舞3丁目2番30号	育成医療、更生医療	令和4年1月1日

## 2 訪問看護

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定更新年月日
独立行政法人地域医療機能推進機構 金沢病院附属訪問看護ステーション	金沢市沖町ハ15番地	育成医療、更生医療	令和4年1月1日
はなの木訪問看護 リハビリステーション浅野川	金沢市三口町エ358番地	育成医療、更生医療	令和4年1月1日

## ●金沢市告示第40号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により次の医療機関から同法第54条第2項により指定された指定自立支援医療機関を辞退する旨の届出があったので、同法第69条第3号の規定により告示します。

令和4年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

## 薬局

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	辞退年月日
むさしまち薬局	金沢市安江町14番1号102	育成医療、更生医療	令和4年1月31日

## ●金沢市告示第41号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、当該申請に関する許可申請書及び当該産業廃棄物処理施設の変更により周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供します。

なお、同法第15条の2の6第2項において準用する同法第15条第6項の規定により、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、金沢市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

令和4年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

## 1 申請をした者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

- (1) 名 称 クリーンライフ株式会社
- (2) 所 在 地 金沢市館町ヌ6番地
- (3) 代表者の氏名 毎田 正男

## 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

金沢市三小牛町20字1番1ほか39筆

## 3 産業廃棄物処理施設の種類

安定型最終処分場

## 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

金属くず（安定型産業廃棄物に限る。）

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（安定型産業廃棄物に限る。）

がれき類

## 5 申請年月日

令和4年1月20日

## 6 縦覧場所

金沢市環境局ごみ減量推進課

- 7 縦覧期間  
令和4年2月1日から同年3月1日まで
- 8 縦覧時間  
午前9時から午後5時45分まで
- 9 意見書の記載事項
  - (1) 生活環境保全上の見地からの意見
  - (2) 提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
  - (3) 対象事業の名称
- 10 意見書の提出期間  
令和4年2月1日から同年3月15日まで
- 11 意見書の提出先  
金沢市環境局ごみ減量推進課

●金沢市告示第42号

平成9年告示第232号（金沢市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から適用します。

令和4年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表若草町住宅の項から上荒屋住宅の項までを次のように改める。

若草町住宅	16戸	0.88
緑が丘住宅	12戸	0.89
円光寺住宅	24戸	0.82
	30戸	0.83
	24戸	0.84
上荒屋住宅	245戸	0.83
	13戸	0.86

第1項の表額新町住宅の項を次のように改める。

額新町住宅	4戸	0.75
	8戸	0.82
	43戸	0.83
	101戸	0.85
	117戸	0.86

第1項の表光が丘住宅の項から平和町住宅の項までを次のように改める。

光が丘住宅	16戸	0.74
	20戸	0.75
	8戸	0.77
	4戸	0.79
	3戸	0.81
	104戸	0.82
	24戸	0.83
	84戸	0.86
粟崎町住宅	56戸	0.83
	214戸	0.85
緑住宅	24戸	0.77
	12戸	0.78



	2戸	0.80
	760戸	0.82
	32戸	0.84
	215戸	0.85
	286戸	0.86
平和町住宅	19戸	0.87

第1項の表河原市町住宅の項を次のように改める。

河原市町住宅	64戸	0.77
--------	-----	------

第1項の表八日市住宅の項を次のように改める。

八日市住宅	32戸	0.86
-------	-----	------

第2項の表中「0.89」を「0.88」に改める。

**公 告**

金沢市東長江町の一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

令和4年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 地図及び簿冊の名称  
金沢市の地籍図及び地籍簿 東長江町の一部
- 2 閲覧期間  
令和4年2月2日から同月21日まで（土日祝日を除く。）
- 3 閲覧場所  
金沢市農林水産局農業基盤整備課
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者（金沢市）に対し、訂正の申し出をすることができます。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。
- 6 閲覧は、期間中午前9時から午後5時45分までの間とします。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、石川県から金沢都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画道 路	金沢市西金沢1丁目並びに米泉町6丁目及び7丁目の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	3・4・21号西金沢駅通り線
金沢都市計画道 路	金沢市押野1丁目及び2丁目、米泉町5丁目、6丁目及び8丁目並びに西泉4丁目及び5丁目の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	3・4・22号泉野々市線

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

令和4年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

令和4年(2022年)2月1日 印刷  
令和4年(2022年)2月1日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄